

令和 7 年 3 月

組合員の皆様へ

全国左官タイル塗装業国民健康保険組合

理事長 石川 隆司

保険料のお知らせ（保険料を据え置きます）

組合員の皆様には、平素より当組合の事業運営につきまして、格別のご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度は保険料の改正にご協力いただき誠にありがとうございました。組合員の皆様のご協力により、令和 6 年度の決算では 3 年連続した赤字が解消する見込みとなっております。

当国保組合の状況は今後も厳しい状況が続くと思われませんが、令和 7 年度の保険料は、組合員の皆様の負担の軽減を優先し、2 月 27 日の通常組合会にて、基礎分保険料・後期分保険料・介護分保険料とも据え置くことといたしました。

令和 8 年度からは子ども・子育て支援金の創設が予定されています。今後とも健全な財政運営に努めてまいりますので、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。保険料の納期内納付にもご協力をお願いいたします。

－ 記 －

据え置き

①基礎賦課額【全被保険者が対象】（月額）		④基礎分＋ ⑤後期分	事業主
・事業主（一人親方も含む） 19,800 円			25,300 円
・従業員（第 1 種） 15,200 円			従業員（第 1 種）
・従業員（第 2 種）※ 10,600 円			19,100 円
・家族（一人につき） 4,600 円			従業員（第 2 種）
⇒ただし、1 世帯につき家族 6 人目以降は賦課しません。			13,500 円
②後期高齢者医療支援金賦課額【全被保険者が対象】（月額）		⑥介護分	家族
・事業主（一人親方も含む） 5,500 円			6,100 円
・従業員（第 1 種） 3,900 円			
・従業員（第 2 種）※ 2,900 円			
・家族（一人につき） 1,500 円			
⇒ただし、1 世帯につき家族 6 人目以降は賦課しません。			
③介護納付金賦課額【40～64 歳の方が対象】（月額）		③介護分	一人当たり
一人当たり 4,300 円			4,300 円

※従業員（第 2 種）とは、4 月 1 日現在の年齢で 25 歳未満の従業員です。

◎当組合の保険料（月額）は、④基礎賦課額と⑤後期高齢者医療支援金賦課額と⑥介護納付金賦課額の合計になります。

◎後期高齢者医療制度へ移行した組合員が被保険者ではない組合員として資格を継続された場合は下記の保険料になります。

後期高齢者組合員（月額）	500 円	（令和 6 年度より新設）
--------------	-------	---------------

●基礎分・後期分保険料については、東京都内在住の組合員の方には、東京都から補助金が交付されますので、下記のと通りの保険料になります。

据え置き

④基礎賦課額【全被保険者が対象】（月額）		④基礎分＋⑤後期分	事業主	
・事業主（一人親方も含む）18,600円			23,800円	
・従業員（第1種）14,100円			従業員（第1種）	
・従業員（第2種）※9,500円			17,700円	
・家族（一人につき）4,100円 ⇒ただし、1世帯につき家族6人目以降は賦課しません。			従業員（第2種）	
⑥後期高齢者医療支援金賦課額【全被保険者が対象】（月額）		⑥後期分	12,100円	
・事業主（一人親方も含む）5,200円			家族	
・従業員（第1種）3,600円			5,500円	
・従業員（第2種）※2,600円		⑥介護分	一人当たり	
・家族（一人につき）1,400円 ⇒ただし、1世帯につき家族6人目以降は賦課しません。			4,300円	
⑦介護納付金賦課額【40～64歳の方が対象】（月額）				
一人当たり4,300円				

※従業員（第 2 種）とは、4 月 1 日現在の年齢で 25 歳未満の従業員です。